

防府市漁業近代化資金利子補給金交付要綱

平成12年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、漁業者等に対し融資機関が行う漁業近代化資金の融通を円滑にするため、自ら行う利子補給について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「漁業者等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 漁業を営む個人
 - (2) 漁業生産組合
 - (3) 漁業を営む法人（水産業協同組合を除く。）であって、その常時使用する従業者の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船（漁船法（昭和25年法律第178号）第2条第1項に規定する漁船をいう。以下同じ。）の合計総トン数が3,000トン以下であるもの
 - (4) 水産加工業を営む個人
 - (5) 水産加工業を営む法人（水産業協同組合を除く。）であって、その常時使用する従業者の数が300人以下であるもの又はその資本の額若しくは出資の総額が1億円以下であるもの
 - (6) 漁業協同組合
 - (7) 水産加工業協同組合
 - (8) 水産加工業協同組合連合会
 - (9) (2)、(3)及び(5)から(8)に掲げる者のほか、前各号に掲げる者又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっている団体又は基本財産の額の過半を拠出している法人で、市長が定めるもの
- 2 この要綱において「融資機関」とは、次に掲げる者をいう。
- (1) 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号。以下「水協法」という。）第11条第1項第3号の事業を行う漁業協同組合
 - (2) 水協法第87条第1項第3号及び第4号の事業を併せ行う漁

業協同組合連合会

(3) 水産業協同組合法第93条第1項第1号の事業を行う水産加工業協同組合

(4) 水産業協同組合法第97条第1項第1号及び第2号の事業を併せて行う水産加工業協同組合連合会

(5) 農林中央金庫

3 この要綱において、「漁業近代化資金」とは、漁業者等の資本装備の高度化及び経営の近代化並びに漁業者等の生活の向上に資するため、融資機関が当該漁業者等に対して貸し付ける資金をいう。

(漁業近代化資金の種類等)

第3条 漁業近代化資金の種類、償還期限、措置期間及び利率は、別表に定めるとおりとする。

(漁業近代化資金の合計額の限度)

第4条 漁業者等に係る貸付金(市長が定める貸付金を除く。)の合計額が第2条第1項第6号から第9号までに掲げる者に貸し付ける場合にあつては、12億円(特別の理由がある場合において市長が承認したときは、その承認した額)以内、同項第1号から第5号までに掲げる者のうち、市長が定める者に貸し付ける場合にあつては、3億6千万円(特別の理由がある場合において市長が承認したときは、その承認した額)以内、その他の者に貸し付ける場合にあつては、9千万円の範囲内で市長が定める額(特別の理由がある場合において市長が承認したときは、その承認した額)以内、第1項第1号に掲げる者で、同項上記に掲げる者以外に貸し付ける場合にあつては、1千8百万円(特別の理由がある場合において市長が承認したときは、その承認した額)以内であること。

(協会への出資)

第5条 市は、融資機関の行う融資の円滑を図るため、全国漁業信用基金協会の会員となり予算の範囲内で基金を出資する。

(利子補給)

第6条 市は、融資機関が漁業近代化資金を貸し付けるときは、当該

貸付けについての利子補給契約（利子補給金支給する旨の契約をいう。）を当該融資機関と締結し、当該融資機関に対し毎年度予算の範囲内で利子補給を行う。

（利子補給金の額）

第7条 前条の規定による利子補給に係る利子補給金（以下「利子補給金」という。）の額は、毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間における漁業近代化資金につき、別表に定める利子補給率ごとに算出した融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和をその期間中の日数で除して得た金額とする。）に対し、それぞれ、当該利子補給率の割合で計算した金額の合計額とする。

（利子補給の申請）

第8条 融資機関は、利子補給金の交付を受けて漁業者等に漁業近代化資金を融通しようとするときは、利子補給申請書（第1号様式）に借入申込書（第2号様式）の写しを添え、市長に提出しなければならない。

（利子補給の決定）

第9条 市長は、前条の利子補給申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、防府市農林漁業振興対策融資審査会の意見を聞き、適当と認めるときは、利子補給を行う旨の決定をし、その旨を当該融資機関に通知するものとする。

（利子補給金の交付）

第10条 前条の規定による通知を受けた融資機関は、利子補給金の交付を請求しようとするときは、第7条に定める期間の末日から1月以内に利子補給金交付請求書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の利子補給金交付請求書の提出があった場合において、その内容を審査の上、適当と認めるときは、交付すべき利子補給金の額を確定し、当該利子補給金交付請求書を受理した日の属する月の翌月中に、当該融資機関に対し、当該利子補給金を交付する。

(貸付条件の変更)

第 11 条 第 9 条の規定による通知を受けた融資機関は、当該利子補給を行う旨の決定に係る事項につき変更を加えようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(融資金の償還)

第 12 条 融資機関は、融資金を毎年元本均等をもって償還させるものとする。

2 融資機関は、融資を受けた者が、融資の対象となった事業について、国若しくは他の地方公共団体の補助金の交付又は他の融資を受けたときは、当該金額の 8 割（市長が特に指定したときは、その金額）を、事業を中止したときは、融資の全額を直ちに繰上償還させなければならない。

(報告)

第 13 条 融資機関は、資金の貸付けを完了したときは、直ちに市長に貸付状況報告書（第 4 号様式）を提出しなければならない。

2 融資機関は、融資金の償還状況を 6 月及び 1 2 月の各末日に報告しなければならない。

(調査)

第 14 条 市長は、融資機関に対し、利子補給に係る融資についての報告を求め、又は関係職員をして融資に関する帳簿、書類等を調査させることができる。

2 前項の場合において融資機関は、これに協力しなければならない。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 平成 1 2 年 3 月 3 1 日以前に改正前の防府市漁業近代化資金助成

条例施行規則の規定に基づいて貸し付けられた漁業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成12年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年9月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年10月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年12月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年2月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年7月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年8月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年2月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年7月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年12月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年2月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年5月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年7月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年9月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年10月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年11月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年12月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年1月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年2月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年3月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年7月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年9月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年9月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年10月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年11月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年2月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年3月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年9月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年1月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年2月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年9月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年11月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年1月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年2月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年9月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年11月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年12月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年1月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年2月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年9月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年11月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年12月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年1月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年9月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年11月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年12月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年1月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年9月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年11月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年2月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年12月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年2月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月18日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成27年3月31日以前に改正前の防府市漁業近代化資金利子補給金交付要綱の規定に基づいて貸し付けられた漁業近代化資金の償還期限は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成27年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年9月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年2月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

別表

資金の種類	貸付の相手方	償還期限	措置期間	貸付利率	利子補給率
1 総トン数20トン未満の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の総トン数が20トン未満である場合におけるその漁船の改造に必要な資金	個人、法人、漁業協同組合等	20年 (機関、機器のみ10年)	3年	山口県漁業近代化資金実施要領(平成19年5月1日水産振興第226号。以下「県要領」という。)別表2に掲げる1号資金の貸付利率	貸付利率と同率(ただし、年1%以内)
2 総トン数20トン以上130トン未満の漁船の建造若しくは取得又は建造後の漁船の総トン数が20トン以上130トン未満である場合におけるその漁船の改造に必要な資金	個人、法人、漁業協同組合等	20年 (機関、機器のみ10年)	3年	県要領別表2に掲げる2号資金の貸付利率	
3 漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油水分給施設、養殖地、蓄養地、水産種苗生産施設、養殖作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等運搬施設、水産物販売施設又は漁業用通信施設の改良、造成又は取得に必要な資金(次号及び第4号に掲げる資金を除く。)	個人、法人、漁業協同組合等	15年(漁業組合等に貸し付けられるものにあつては、20年)	3年	県要領別表2に掲げる3号資金の貸付利率	
4 漁場改良造成用機具、漁船用油水分給用機具、水産種苗生産用機具、養殖用餌料供給器具、養殖用肥料薬剤機具、養殖水産物収穫用器具、水産物等運搬用機具又は生産・経営管理情報処理用機具の取得に必要な資金	個人、法人、漁業協同組合等	7年	2年	県要領別表2に掲げる4号資金の貸付利率	
5 漁具又は養殖いかだその他市長が定める養殖施設の取得に必要な資金	個人、法人	5年(大型定置網にあつては10年)	2年	県要領別表2に掲げる5号資金の貸付利率	
6 ぶり、うなぎその他の生育期間が通常1年以上である水産動植物であつて市長が定めるものの種苗の購入又は育成に必要な資金(市長が定めるものに限る。)	個人、法人、漁業協同組合等	5年	2年(市長が指定するものにあつては、3年)	県要領別表2に掲げる6号資金の貸付利率	
7 有線放送施設その他の漁村における環境の整備のために必要な施設であつて市長が定めるものの改良、造成又は取得に必要な資金	漁業協同組合等	5年以上20年以内で市長が定める期間	3年	県要領別表2に掲げる7号資金の貸付利率	
8 水産蓄養殖事業の経営に必要な運転資金	個人、法人、漁業協同組合等	2年	—	県要領別表2に掲げる8号資金の貸付利率	
9 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める資金	個人、法人、漁業協同組合等	その都度、市長が定める期間	その都度、市長が定める期間	その都度、市長が定める率	その都度、市長が定める率

備考

貸付けの相手方の欄中「個人、法人」とは、要綱第2条第1項第1号から第5号まで掲げる者をいい、「漁業協同組合等」とは、同項第6号から第9号に掲げる者をいう。

漁業近代化資金利子補給申請書

(宛先) 防府市長

住 所
融資機関名
代表者氏名

下記の通り資金の融通の申し込みがあり、防府市漁業近代化資金利子補給金交付要綱第 8 条の規定により利子補給を受けたいので借入申込書を添えて申請します。

整理 番号	貸付の相手方	貸付申請額	資金の 種 類	貸 付 利 率	利子補給率		第一回元金 償還年月日	最終償還 年 月 日	転 貸	債務 保証	備 考
					県	市町村					

- 注 1. 資金の種別の欄は、漁業近代化資金コード表により記入すること。
- 2. 転貸の欄は、転貸区分コード表により記入すること。
- 3. 債務保証の欄は、債務保証区分コード表により記入すること。

第2号様式

NO		決定年度			市 町			融資機関			整理番号		
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		

漁業近代化資金借入申込書

年 月 日

(融資機関)

様

(借受者) 住 所

氏 名

生年月日

年 月 日 (才)

所属組合

漁業協同組合

(支店)

名称		氏名 (名称)																												借受者
13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31												

下記のとおり、漁業近代化資金を借りたいので申し込みます。

資金コード			県利子補給					市町村協調利子補給					貸付利率				
32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49

上乗せ利子補給率 (資金名を記入すること)											
資 金 名		県補助率(1/2)				市町補助率(1/2)					
		50	51	52	53	54	55	56	57	58	59

借入申込金額					総事業費							転貸	保証	船舶	総トン数			
60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78
千円					千円										.			

第1回の元金払込期日					最終償還期限					償還方法	漁種区分	貸付実行日 (記入しないこと)								
79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99

事業種類	事業の内容 (簡潔に記すこと。)

第2号様式-2

1 償還計画

資金使途	借入先	借入金 現在残高 (年 月)	年利率	償還期間		年度別償還金				
				始期	終期	年	年	年	年	年
今回申込分		千円	%	年 月	年 月	千円	千円	千円	千円	千円
旧債分										
合計(A)										

(注)

1. 長期借入金（1年以上）全部（釣払を含む）について作成して下さい。

2. 資金使途は「〇〇丸建造」「〇〇丸許可購入」等のように記入して下さい。

3. 年度別償還金は借入の年を含めて5ヶ年分を記入して下さい。

		千円	千円	千円	千円	千円
償 還 財 源	税引前当期損益					
	減価償却費					
	(その他)					
	(一) 税金					
合計(B)						
差引余裕額(B-A)						

2 資金計画

所要資金	資金調達				
	借入金		自己資金		その他
	漁業近代化資金	その他	現・預金	その他	
円	円	円	円	円	円

3 申込者の財政状況

(平成 年 月 日現在)

資産の部		負債の部	
項目	金額	項目	金額
流動資産	円	流動負債	円
現・預金		短期借入金	
売掛・未収金		買掛・未払金	
その他		その他	
固定資産		固定負債	
船舶 隻 トン		長期借入金	
宅地 m ²		釣 払	
建物 m ²			
山林 m ²			
田畑 m ²			
その他			
		小 計	
		差引純財産	
合 計		合 計	

4 過去3カ年間の収支実績及び年間収支予想(月～ 月)

	区 分	収 支 実 績			収支予想
		年度	年度	年度	年度
漁業部門	収入				
	水揚高 (うち系統出荷等)	()	()	()	()
	合計(A)				
漁業部門	支出	水揚手数料			
		燃料費			
		漁具費			
		食料費			
		餌料費			
		水代			
		函代			
		修理費			
		消耗品費			
		乗組員給与			
		乗組員保険料			
		漁船保険料			
		営業費			
		公租公課			
*減価償却費					
その他					
	合計(B)				
	差引損益(A-B=C)				
漁業以外	収入				
	支出				
	(うち*減価償却)				
外業	差引損益(D)				
営業外及び	収入				
	支出				
	(うち借入金利息)				
	差引損益(E)				
	税引前当期損益 (C+D+E)				

* (漁業部門) (漁業以外の事業)

減価償却の方法
 法定減価償却範囲額
 減価償却過不足額

*
 漁業外収入の内容:

第 3 号様式

漁業近代化資金利子補給金交付請求書

第 年 月 日

(宛先) 防府市長

住 所
事業主体の名称
代 表 者 氏 名

防府市漁業近代化資金利子補給金交付要綱第 10 条の規定により、
利子補給金を下記のとおり交付されたく請求します。

記

利子補給金 円

漁業近代化資金貸付状況報告書

第 年 月 日
号

(宛先) 防府市長

住 所
融資機関名
代表者氏名

さきに利子補給の承諾通知のあった資金について、次のとおり貸付が完了しましたので、防府市漁業近代化資金利子補給金交付要綱第13条の規定により報告します。

決定 年度	承認月日	整理 番号	貸付の相手方	資金 の 種類	貸付 利率	利子補給率		第1回元金 償還年月日	最終償還 年 月 日	転貸	債務 保証	利 補 承 諾	子 給 額 円	貸付実行 金 額 円	貸付実行 年 月 日	備 考
						県	市町村									
.	%	%	%
.
.
.
.
.
.

- 注1. 資金の種類欄は、漁業近代化資金の場合は漁業近代化資金コード表により記入すること。
 注2. 転貸欄は、漁業近代化資金の場合は転貸区分コード表により記入すること。
 注3. 債務保証欄は、漁業近代化資金の場合は債務保証区分コード表により記入すること。